

- ④住宅:持ち家の方であったとしても、引越し費用等を考えず、いくら以上の家賃の住居で生活可能か
- ⑤光熱・水道:電気料金, ガス料金, 光熱費(灯油など), 水道料金(上・下水道)
- ⑥家事用品費:家事雑貨(食卓用品, 台所用品), 消耗品(ティッシュやトイレットペーパー, 洗剤など)
- ⑦交通費:電車代, バス代, タクシー代, 車のガソリン代, 自動車維持費(駐車場代, 保険料)など
- ⑧通信:郵便や電話代(固定電話・携帯電話)
- ⑨教養娯楽:新聞雑誌, 書籍, 文房具やスポーツ用品, 玩具やペットフードなど, インターネット接続料
- ⑩理髪料や理美容用品:散髪, 石けん, シャンプー・歯磨き, 化粧品
- ⑪身のまわりに必要なもの:傘, カバン, 腕時計など
- ⑫たばこ
- ⑬保育所費用, 介護サービス費用
- ⑭こづかい:子ども等に対するこづかい
- ⑮交際費:贈答用の金品や接待用の支出, 親睦のある会合の会費など

また耐久消費財等, 多くの人々にとって月毎の出費でないと考えられる消費項目は以下の 11 項目である。これらの消費項目分類についても具体的な財ではなく, 包括的費分類を用いている。

- ①衣服や下着などの被服や靴などの履物
- ②照明器具やカーテンなどの室内装備, 布団や毛布などの寝具
- ③テーブル・棚・ベッドなどの家具および冷蔵庫・洗濯機などの家電
- ④オーディオ・テレビ・ビデオ・DVD プレーヤーなどの AV 機器およびパソコン・パソコン周辺機器など
- ⑤医薬品(市販薬など)や保健医療用品(紙おむつ, 眼鏡・コンタクトレンズなど)
- ⑥病院・歯科・接骨院鍼灸院の診療代
- ⑦学校の授業料, 教科書・参考書代などの学校教育費
- ⑧塾や予備校の費用や習い事, けいこ事などの費用
- ⑨旅行代金, 映画・演劇・スポーツなど観戦・観覧料
- ⑩冠婚葬祭費
- ⑪非貯蓄型保険料:掛け捨て型の生命保険料, 傷害保険など

26 の消費項目以外に調査対象者の属性に関するさまざまな項目(性別, 年齢, 学歴, 中学 3 年生時の家計状況, 住宅, 居住地域等)について調査している。分析で用いた消費項目以外の記述統計量については, 本稿末尾の附表を参照されたい。

(4) 最低生活費の定義および調査設計上の工夫

調査設計上の工夫としては, 主に 2 つ挙げられる。第一にインターネット調査の利点を最大限に活かし, 消費項目の合計が, 常に自動的に計算され, 対象者にその合計額を確認させるような調査設計となっている点である。消費項目を細分化し, 積み上げて最低生活費を計算した場合, その数

値は膨らみやすい。しかし、実際にどの消費項目を優先させるかは家計のやりくりにより達成される。この家計のやりくりの部分を対象者に合計額を確認させることで再現しようと試みた。

第二は、「最低生活費(必要消費額)」が、調査対象者にとって、どれほど確固たる概念なのか、ということを確認するため、

①切り詰めるだけ切り詰めて最低限いくら必要(以下、K 調査と称す)

②つつましいながらも人前で恥ずかしくない社会生活をおくるためにいくら必要(以下、T 調査と称す)

という 2 通りの質問を同じ属性を持つ 2 つの調査対象グループに別々に割り当て、上記各消費項目を尋ねたことである。前者の「切り詰めるだけ切り詰めて最低限いくら必要(K 調査)」という尋ね方では「社会」が明示されない一方、後者の「つつましいながらも人前で恥ずかしくない社会生活をおくるためにいくら必要(T 調査)」という尋ね方では「社会」が明示されている。これらの定義については各国の標準生計費の考え方(Fisher, 2007)を参照した。

こうした工夫以外にも、すべての調査項目に回答しない限り、謝礼として与えられるポイントが提供されない仕様となっている。そのため、個人属性以外に 26 種類の包括的分類について必要消費額の回答を要求するというかなり煩雑な調査設計であるにも関わらず、回答者の調査票に欠損値は存在していない。

3 分析結果

(1) 主観的最低生活費の尋ね方による相違

まず、調査対象となった一般市民に最低生活費をカテゴリー別に質問(具体的質問内容・項目は後述)した場合、つまり包括方式で金額としてどれほどになるか、そして、「最低生活費(必要消費額)」が、どれほど確固たる概念なのか、ということを確認しよう。具体的には、同じ属性を持つ 2 つのグループに対し、最低生活費についての異なる尋ね方により、この「乖離」を計測する。

表 2 と表 3 は 26 種類の消費分類について、K 調査と T 調査の中央値とその比(T 調査の中央値÷K 調査の中央値)を各世帯類型別に示している。平均値ではなく中央値を比較しているのは、平均値の方が大きな値に引っ張られやすく、比較には適当でないと判断したためである。

両調査間の消費額の乖離はいくつかの項目で 2 倍を超えている。具体的には、日常的な消費項目(月間消費額)では、酒類、外食費、携行品、交際費について、いくつかの世帯類型で T 調査の中央値の方が K 調査より 2 倍超大きい。また耐久消費財等、多くの人々にとって月毎の出費でないと考えられる消費項目(年間消費額)については、多くの項目で 2 倍を超えている。超えていないのは、被服・履物、室内装備・寝具、医薬品・保健医療用品、塾・習い事・稽古事である。

日常的な消費項目とそれ以外の消費項目の合計額についてはいずれも 2 倍未満に収まっている。日常的消費項目の合計額については、K 調査にたいする T 調査の比率は 1.2 倍から 1.3 倍の範囲内にある。世帯類型について注目すると、その比率が最も小さいのが夫婦+子 2 人(1.16 倍)で、最も大きいのが単身+子 1 人(1.32 倍)である。

またそれ以外の消費項目の合計額については、世帯類型毎の差異が相対的に大きく、その比率は 1.3 倍から 1.9 倍の範囲内にある。世帯類型について注目すると、その比率が最も小さいのが夫婦+子 2 人(1.23 倍)で、最も大きいのが単身(1.92 倍)である。

[表 2] K 調査・T 調査の各費目の中央値と両調査間の相違(月間必要消費項目)

(単位:月間・千円)	食費			酒類			外食費			住宅(仮想的家賃)		
	K調査	T調査	T/K	K調査	T調査	T/K	K調査	T調査	T/K	K調査	T調査	T/K
単身	20	22	1.10	0	3		5	10	2.00	53	60	1.14
夫婦のみ	25	30	1.20	1	5	5.00	5	10	2.00	70	70	1.00
夫婦+子1人	30	37	1.23	1	3	3.00	5	10	2.00	70	74	1.06
夫婦+子2人	40	45	1.13	2	5	2.50	4	10	2.50	70	70	1.00
夫婦+子3人	40	50	1.25	2	5	2.50	5	10	2.00	60	80	1.33
単身+子1人	20	30	1.50	0	3		3	10	3.33	50	60	1.20

(単位:月間・千円)	光熱・水道			家事用品費			交通費			通信		
	K調査	T調査	T/K	K調査	T調査	T/K	K調査	T調査	T/K	K調査	T調査	T/K
単身	10	10	1.00	3	5	1.67	9	10	1.11	8	8	1.00
夫婦のみ	15	20	1.33	3	5	1.67	10	10	1.00	9	10	1.11
夫婦+子1人	20	20	1.00	5	9	1.80	10	10	1.00	10	10	1.00
夫婦+子2人	20	20	1.00	5	5	1.00	10	15	1.50	10	10	1.00
夫婦+子3人	20	25	1.25	5	10	2.00	15	20	1.33	10	15	1.50
単身+子1人	18	18	1.00	3	5	1.67	10	10	1.00	10	10	1.00

(単位:月間・千円)	教養娯楽			理髪料・理美容用品			携行品			たばこ		
	K調査	T調査	T/K	K調査	T調査	T/K	K調査	T調査	T/K	K調査	T調査	T/K
単身	5	6	1.20	2	4	2.00	1	3	3.00	0	0	
夫婦のみ	5	10	2.00	3	5	1.67	0	5		0	0	
夫婦+子1人	5	10	2.00	4	5	1.25	1	5	5.00	0	0	
夫婦+子2人	8	10	1.25	5	5	1.00	1	5	5.00	0	0	
夫婦+子3人	8	10	1.25	5	5	1.00	2	5	2.50	0	0	
単身+子1人	5	8	1.60	3	5	1.67	0	5		0	0	

(単位:月間・千円)	保育所・介護費用			こづかい			交際費			合計		
	K調査	T調査	T/K	K調査	T調査	T/K	K調査	T調査	T/K	K調査	T調査	T/K
単身	0	0		0	0		3	10	3.33	142	178	1.26
夫婦のみ	0	0		0	0		5	10	2.00	172	215	1.25
夫婦+子1人	0	0		0	2		5	10	2.00	193	231	1.20
夫婦+子2人	0	0		3	5	1.67	5	10	2.00	213	247	1.16
夫婦+子3人	0	0		3	5	1.67	5	10	2.00	224	281	1.25
単身+子1人	0	0		0	3		3	7	2.17	149	197	1.32

出所:『主観的生活費調査(2009年)』に基づく筆者推計。

注:具体的な質問方法は「あなたと同居している家族が、『切り詰めるだけ切り詰めて最低限(K調査)』『つつましいながらも人前で恥ずかしくない社会生活をおくるために(T調査)』いくら必要ですか」と月額(千円)で尋ねている。

[表 3] K 調査・T 調査の各費目の中央値と両調査間の相違(年間必要消費項目)

(単位:年間・万円)	被服・履物			室内装飾・寝具			家電			AV・PC・周辺機器		
	K調査	T調査	T/K	K調査	T調査	T/K	K調査	T調査	T/K	K調査	T調査	T/K
単身	3	5	2.00	1	1	1.00	0	2		1	5	5.00
夫婦のみ	3	6	2.00	1	2	2.00	0	4		1	4	4.00
夫婦+子1人	5	6	1.10	1	2	2.00	1	4	3.50	1	3	3.00
夫婦+子2人	5	5	1.00	1	2	2.00	0	3		1	5	5.00
夫婦+子3人	5	6	1.10	1	2	2.00	0	5		1	3	3.00
単身+子1人	3	5	1.67	1	1	1.00	0	2		0	2	

(単位:年間・万円)	医薬品・保健医療用			病院・歯科・接骨院鍼			学校教育費			塾・習い事、けいこ事		
	K調査	T調査	T/K	K調査	T調査	T/K	K調査	T調査	T/K	K調査	T調査	T/K
単身	1	2	2.00	1	2	2.00	0	0		0	0	
夫婦のみ	2	2	1.00	3	3	1.00	0	0		0	0	
夫婦+子1人	3	5	1.67	3	5	1.50	1	5	5.00	0	1	
夫婦+子2人	2	3	1.50	3	5	1.67	10	10	1.00	5	6	1.20
夫婦+子3人	3	3	1.00	5	5	1.00	10	10	1.00	10	6	0.60
単身+子1人	1	2	2.00	1	3	2.50	2	5	2.50	0	3	

(単位:年間・万円)	旅行代金、観戦・観覧			冠婚葬祭費			非貯蓄型保険料			合計		
	K調査	T調査	T/K	K調査	T調査	T/K	K調査	T調査	T/K	K調査	T調査	T/K
単身	2	7	3.50	1	5	5.00	1	5	5.00	26	49	1.92
夫婦のみ	3	10	3.33	3	5	1.67	7	10	1.43	42	69	1.64
夫婦+子1人	3	10	3.33	3	5	1.67	10	14	1.35	55	80	1.45
夫婦+子2人	5	6	1.20	3	5	1.67	12	15	1.25	77	95	1.23
夫婦+子3人	5	10	2.00	3	5	1.67	12	14	1.13	83	108	1.30
単身+子1人	2	6	2.75	1	3	3.00	4	9	2.25	42	67	1.60

出所:『主観的生活費調査(2009年)』に基づく筆者推計。

注:具体的な質問方法は「あなたと同居している家族が、『切り詰めるだけ切り詰めて最低限(K調査)』『つつましいながらも人前で恥ずかしくない社会生活をおくるために(T調査)』いくら必要ですか」と年額(万円)で尋ねている。

(2) 生活保護制度との比較

それでは生活保護制度と比較した場合、こうして計測された主観的最低生活費はどのような特徴を持っているのであろうか。

そのことを検討するため、まず K 調査および T 調査で得られた主観的最低生活費の中央値と生活保護基準(1級地 1基準, 含冬季加算額 6区単純平均×5/12)とを比較したのが表 4 である。表 4 の左半分は生活扶助と母子・児童養育加算の合計額に対応する消費項目の中央値⁴との比較, 右半分はさらにそれに教育扶助と住宅扶助特別基準を加えた額に対応する消費項目の中央値⁵との比較を示している。

[表 4] 主観的最低生活費と生活保護基準との比較(2009年, 単位千円)

	生活扶助 + 母子・児童養育加算				+ 教育扶助 + 住宅扶助特別基準					
	K調査		保護基準	T調査	K調査		保護基準	T調査		
単身	10.2	>	8.9	<	14.6	16.1	>	14.2	<	21.1
夫婦のみ	13.3	<	13.5	<	19.2	20.2	<	20.5	<	27.3
夫婦+子1人	14.0	<	18.1	<	19.9	22.2	<	25.3	<	27.7
夫婦+子2人	16.7	<	21.8	>	21.6	26.6	<	29.4	<	29.9
夫婦+子3人	19.4	<	24.6	<	25.0	26.5	<	32.5	<	33.8
単身+子1人	12.7	<	14.2	<	17.6	17.6	<	21.4	<	24.4

出所:『主観的生活費調査(2009年)』に基づく筆者推計。

注: 大人は 20・40 歳, 子どもは 1 人目に 6・11 歳, 2 人目は 12・15 歳(中学生), 3 人目がいる場合には 1 人目と 2 人目を 6・11 歳, 3 人目のみ 12・15 歳(中学生)と仮定。保護基準は 1 級地 1 基準で算出。生活扶助として第 1 類と第 2 類(含冬季加算額 6 区単純平均×5/12)のみ考慮。ニードについての尋ね方は, K 調査では「切り詰めるだけ切り詰めて最低限いくら必要」, T 調査では「つつましいながらも人前で恥ずかしくない社会生活をおくるためにいくら必要」としている。表示額は月額(万円)であり, K 調査と T 調査はそれぞれの中央値を示している。

単純な比較ではあるが表 4 から 2 点のことが指摘できる。第一に, 単身を除き保護基準は, K 調査と T 調査との間に位置している。単身世帯を除き, K 調査の最低生活費中央値はすべて保護基準を下回っている。単身世帯では, K 調査を基準とすれば, 保護基準の額はやや低く, K 調査の方が 1 万円上回っており, 住宅扶助特別基準を勘案すると, さらに 1 万円上回っている。このことから, 単身世帯で保護基準は厳しい水準設定となっているといえる。また生活扶助+母子・児童養育加算における夫婦+子 2 人を除けば, T 調査の最低生活費中央値はすべて保護基準を上回っている。

第二は, 世帯類型間の額の相違である。保護基準では, 両調査と比較すると単身世帯の最低生活費の額が低いこともあり, 他の世帯類型との差が大きい。さらに, 保護基準では, 子 1 人が増える毎にその額が相対的に大きく増えて行く。例えば, 夫婦のみと夫婦+子 1 人と比較すると, 保護基準は 5 万円ほど高くなっている。一方, K 調査では 1~2 万円, T 調査でも 1 万円程度と, その増え方は小さい。単身と単身+子 1 人を比較しても, 保護基準では 5~7 万円ほど高くなっているが, K 調査では 1~2 万円, T 調査でも 3 万程度しか高くなっていない。

⁴ 具体的には表 2 と表 3 の消費項目の中, 住宅(仮想的家賃), 保育所・介護費用, 病院・歯科・接骨院鍼灸院の診療代, 学校教育費, 非貯蓄型保険料を除く, 合計額の中央値を用いた。

⁵ 具体的には表 2 と表 3 の消費項目の中, 保育所・介護費用, 病院・歯科・接骨院鍼灸院の診療代, 非貯蓄型保険料を除く, 合計額の中央値を用いた。

このように、子どもの人数により主観的最低生活費がそれほど上昇しない理由として、K 調査や T 調査の中央値は子どもの年齢がコントロールされていないこと、また子どもを持つことの効用上昇に伴い、それを相殺する形で必要消費額の上昇が抑えられていること、などの 2 つの可能性を指摘できる。後者の等価尺度に関しては、本節第 4 項で検討する。

世帯員の年齢構成や世帯規模をさらに考慮するため、主観的最低生活費の消費項目を生活保護基準の第 1 類関連項目と第 2 類関連項目に分け⁶被説明変数とし、各々の年齢区分の世帯員数と世帯規模を説明変数として OLS 推計した結果が、表 5 および表 6 として示されている。周知の通り、生活保護基準の第 1 類は個人的経費（衣食等）の概念、第 2 類は世帯共通経費（光熱水費等）の概念に対応している。世帯員の年齢区分は、生活保護基準第 1 類の年齢区分に沿っている。また参照される生活扶助第 1 類と第 2 類はいずれも 1 級地 1 基準である。また第 2 類は、冬季加算額 6 区単純平均×5/12 を加えた額を示している。

[表 5] 主観的最低生活費における第 1 類関連項目の規定要因 (OLS 推計, 単位千円)

	K調査	生活扶助	T調査
	Coef.	1類	Coef.
0-2歳世帯員数	-3.9	20.9	6.7
3-5歳世帯員数	15.9 ***	26.4	22.5 ***
6-11歳世帯員数	13.9 ***	34.1	21.6 ***
12-19歳世帯員数	22.0 ***	42.1	20.1 ***
20-40歳世帯員数	30.5 ***	40.3	40.7 ***
41-59歳世帯員数	33.7 ***	38.2	49.8 ***
60-69歳世帯員数	26.1	36.1	52.8 **
F value	307.9 ***		282.6 ***
Adj. R ²	0.746		0.728
N	731		735

出所:『主観的生活費調査(2009年)』に基づく筆者推計。

注:***, **, * はそれぞれ1%, 5%, 10%水準で有意であることを示す。なお3σの基準で必要消費額の外れ値を除外したサンプルに限定している。また調査対象者は、年齢20-59歳(学生は除く)、「単身世帯」、「単身と子ども1人世帯」、「夫婦のみ世帯」、「夫婦と子ども(1~3人)世帯」に限定されている。

まず、第 1 類関連項目（個人的経費）の推計結果（表 5）に注目すると、20 歳未満の世帯員数の係数は、K 調査、T 調査とも生活扶助第 1 類の額を下回るが、20 歳以上 60 歳未満の世帯員数の係数は生活扶助第 1 類の額を上回っている。このことは主観的最低生活費では、20 歳未満の世帯員のニードについて低く、20 歳以上 60 歳未満の世帯員のニードについては高く見積もる傾向があることを意味する。第 1 類関連項目には教育費が含まれていないので、主観的最低生活費では、就学年齢にある 20 歳未満については教育費とそれ以外の個人的経費の間でやりくりが行われ、個人的経費が抑えられている可能性がある。

次に、第 2 類関連項目（世帯共通経費）の推計結果（表 6）に注目すると、世帯規模 1

⁶ 具体的には、表 2 と表 3 で示された 26 種類の消費項目の中、食費、酒類、外食費、交通費、理髪料・理美容用品、携行品、たばこ、被服・履物、塾・習い事・けいこ事、旅行代金、観戦・観覧料、冠婚葬祭費を第 1 類関連項目とし、光熱・水道、家事用品費、通信、教養娯楽、こづかい、交際費、室内装備・寝具、家電、AV・PC・周辺機器、医薬品・保健医療用品を第 2 類関連項目とした。

人から5人までのすべての世帯規模の係数は、K調査、T調査とも生活扶助第1類の額を上回っている。表5の結果と合わせて考えると、最低生活費の方が比率として世帯共通経費（第2類）を生活保護基準に比べて大きく評価する傾向があると言える。

【表6】主観的最低生活費における第2類関連項目の規定要因(OLS推計, 単位千円)

	K調査	生活扶助	T調査
	Coef.	2類	Coef.
世帯規模1人	62.6 ***	48.4	93.7 ***
世帯規模2人	76.7 ***	54.5	109.4 ***
世帯規模3人	80.6 ***	61.0	121.5 ***
世帯規模4人	89.6 ***	63.8	125.1 ***
世帯規模5人	105.6 ***	64.6	144.4 ***
F value	302.4 ***		274.0 ***
Adj. R ²	0.673		0.650
N	731		735

出所：『主観的生活費調査（2009年）』に基づく筆者推計。

注：***, **, * はそれぞれ1%, 5%, 10%水準で有意であることを示す。なお3σの基準で必要消費額の外れ値を除外したサンプルに限定している。また調査対象者は、年齢20-59歳（学生は除く）、「単身世帯」、「単身と子ども1人世帯」、「夫婦のみ世帯」、「夫婦と子ども（1-3人）世帯」に限定されている。

(3) 主観的最低生活費の規定要因

それでは、主観的最低生活費は何によって規定されるのであろうか。いくつかの要因が考えられる。第一は現在の世帯所得である。世帯所得の上昇は主観的最低生活費を上昇させる要因になると予想される。第二は資産である。主観的最低生活費では、持ち家の人に対しても仮想的家賃を尋ねることで住宅費用を把握しているため、持ち家による影響は少ないと考えられる。しかし一方で持ち家は資産保有状況の代理変数として、世帯所得と同様、主観的最低生活費を上昇させる要因になると予想される。第三は過去の貧窮経験である。この経験は、最低生活のイメージをより具体的に形成させ、世帯所得による影響の方向性と同じように、主観的最低生活費を減少させる要因になると予想される。第四は世帯毎に固有の消費パターンである。同じ世帯所得であっても主観的に必要な食費や住宅費への重視度合い（すなわち固有の消費パターン）によって、トータルとして必要な最低生活費は異なる可能性がある。

こうした要因を説明変数とし、主観的最低生活費を被説明変数としてOLS推計した結果が、表7に示されている。主観的最低生活費としては、生活扶助+母子・児童養育加算に関する部分に相当する費用と、さらにそれに教育扶助と住宅扶助特別基準を加えた部分に相当する費用の2つを採用した。また、上に挙げた要因に対応する説明変数として、世帯所得、持ち家の有無、過去の貧窮経験（中学3年時の家計の状況）、最低生活費に占める食費・住宅費比率を採用した。また、回答者の個人属性を統御するため、性別、年齢、東京居住、学歴を採用した。

[表 7] 主観的最低生活費の規定要因 (OLS 推計)

被説明変数	生活扶助 + 母子・児童養育加算				+ 教育扶助 + 住宅扶助特別基準			
	K調査		T調査		K調査		T調査	
	Coef.	[Std. Err.]	Coef.	[Std. Err.]	Coef.	[Std. Err.]	Coef.	[Std. Err.]
主観的最低生活費 (ln)								
説明変数								
女性	0.063	[0.044]	-0.054	[0.038]	0.063	[0.044]	-0.054	[0.04]
年齢	0.006	[0.003]	**	0.006	[0.002]	***	0.007	[0.003]
夫婦のみ	0.123	[0.069]	*	0.132	[0.058]	**	0.115	[0.070]
夫婦+子1人	0.025	[0.070]		0.138	[0.059]	**	0.056	[0.070]
夫婦+子2人	0.229	[0.072]	***	0.213	[0.059]	***	0.289	[0.073]
夫婦+子3人	0.266	[0.073]	***	0.283	[0.061]	***	0.324	[0.074]
単身+子1人	-0.001	[0.012]		0.014	[0.010]		0.009	[0.012]
食費比率	-1.440	[0.201]	***	-1.549	[0.190]	***	-1.777	[0.202]
住宅費比率	-1.555	[0.140]	***	-2.318	[0.149]	***	-0.307	[0.141]
東京居住	0.138	[0.052]	***	0.114	[0.043]	***	0.168	[0.053]
持ち家	0.089	[0.045]	**	-0.024	[0.036]		0.093	[0.045]
高校卒	-0.025	[0.137]		0.045	[0.144]		0.010	[0.137]
短大・専門学校卒	-0.019	[0.139]		0.056	[0.145]		0.021	[0.140]
大学・大学院卒	0.014	[0.138]		0.053	[0.145]		0.059	[0.138]
中3時の家計大変苦しい	0.106	[0.072]		-0.049	[0.055]		0.128	[0.073]
中3時の家計苦しい	0.098	[0.047]	**	0.041	[0.039]		0.111	[0.047]
中3時の家計やや余裕	0.193	[0.060]	***	-0.002	[0.053]		0.192	[0.060]
中3時の家計余裕	-0.076	[0.077]		0.028	[0.068]		-0.031	[0.077]
世帯所得 (ln)	0.200	[0.036]	***	0.203	[0.027]	***	0.206	[0.036]
定数項	8.932	[0.527]	***	9.482	[0.406]	***	8.824	[0.529]
F value	18.290		***	27.140		***	13.930	
Adj. R ²	0.310			0.404			0.252	
N	731		735		731		735	

出所：『主観的最低生活費調査（2009年）』に基づく筆者推計。

注：***, **, * はそれぞれ 1%, 5%, 10%水準で有意であることを示す。なお 3σの基準で必要消費額の外れ値を除外したサンプルに限定している。また調査対象者は、年齢 20-59 歳（学生は除く）、「単身世帯」、「単身と子ども 1人世帯」、「夫婦のみ世帯」、「夫婦と子ども（1~3人）世帯」に限定されている。各ダミー変数の基準カテゴリーは、男性、単身、中卒、東京以外居住、持ち家なし、中学 3 年時の家計状況普通、である。

まず世帯所得（自然対数）の影響は有意であるが、係数はいずれの計測式においても 0.2 である。このことは世帯所得が 1%上昇しても、主観的最低生活費は 0.2%しか上昇しないことを意味する。たとえば世帯所得が年間 200 万円から 220 万円へと 20 万円上昇しても、主観的最低生活費（月額）の上昇は 2700 円程度に過ぎない。

持ち家（資産の代理変数）については K 調査の基づく主観的最低生活費には有意で主観的最低生活費を 9%上昇させる効果があるが、T 調査について有意でない。

過去の貧窮状態（中学 3 年生時の家計が普通と回答している者をベース）については K 調査で有意ではあるが、系統だった係数とはなっていない。具体的には、中学 3 年時の家計が貧窮していても裕福であっても、どちらも K 調査における主観的最低生活費を押し上げる効果があり、予想と一部異なる結果となっている。

主観的最低生活費の消費パターンについては、食費比率、住宅費比率いずれも有意にマイナスであり、係数も相対的に大きい。たとえば、教育や住宅費用まで勘案した主観的最低生活費（表 7 の右半分）に注目すると、K 調査の食費比率は -1.8、住宅費比率は -0.3 となっているが、これは食費比

率や住宅費比率が1%上昇すると最低生活費は各々1.8%, 0.3%減少することを意味する。世帯類型をコントロールしても、世帯類型毎に固有の主観的最低生活費の消費パターンの相違が、主観的最低生活費自体の額も規定していることが読み取れる。

(4) 主観的最低生活費に基づく等価尺度の測定

先にみたように生活保護制度と比較した主観的最低生活費は、①子どもの人数が増えてもそれほど上昇せず、②第1類関連消費額(個人的経費)が20歳未満の世帯員について低く、③第2類関連消費費目(世帯共通経費)の額が高い、という特徴を持っている。これらは、主観的最低生活費の背後にある等価尺度が生活保護と異なることを示唆している。

そこでマッチング推定量⁷⁾により、等価尺度を測定した結果が表8に示されている。前項でみたように、主観的最低生活費は、世帯所得をはじめとして、さまざまな変数の影響を受けている。これらの変数の影響を勘案するため、マッチング推定量ではベースとなる単身世帯から似たような属性のサンプルを選択し、そのペアで主観的最低生活費を比較することで、等価尺度を計算する。属性をコントロールするための変数は、表7の計測で用いられた説明変数すべて(ただし世帯類型ダミーを除く)である。

【表8】 世帯所得を考慮した等価尺度の推定(マッチング推定量)

世帯類型	生活扶助 + 母子・児童養育加算				+ 教育扶助 + 住宅扶助特別基準			
	K調査		T調査		K調査		T調査	
	Coef.	等価尺度	Coef.	等価尺度	Coef.	等価尺度	Coef.	等価尺度
単身(ベース)		[1.00]		[1.00]		[1.00]		[1.00]
夫婦のみ	0.186	[1.20] ***	0.196	[1.22] ***	0.200	[1.22] ***	0.198	[1.22] ***
夫婦+子1人	0.185	[1.20] **	0.191	[1.21] ***	0.212	[1.24] ***	0.223	[1.25] ***
夫婦+子2人	0.351	[1.42] ***	0.308	[1.36] ***	0.386	[1.47] ***	0.331	[1.39] ***
夫婦+子3人	0.453	[1.57] ***	0.400	[1.49] ***	0.438	[1.55] ***	0.413	[1.51] ***
単身+子1人	0.054	[1.06]	0.170	[1.19] **	0.093	[1.10]	0.174	[1.19] ***

出所:『主観的生活費調査(2009年)』に基づく筆者推計。

注:***, **, * はそれぞれ1%, 5%, 10%水準で有意であることを示す。なお3σの基準で必要消費額の外れ値を除外したサンプルに限定している。また調査対象者は、年齢20-59歳(学生は除く)、「単身世帯」、「単身と子ども1人世帯」、「夫婦のみ世帯」、「夫婦と子ども(1-3人)世帯」に限定されている。Stataのnnmatchコマンドを使用し、単身世帯を統御群としてm(4)で推定した。

主観的最低生活費と生活保護基準との比較(表4)において指摘したように、さまざま属性をコントロールしても等価尺度は小さく、主観的最低生活費には世帯規模の経済性が大きく効いていること

⁷⁾ 推計には、Stataのnnmatchコマンドを利用した。もともとは就労支援政策の効果測定などに利用されている推定量である。同じ属性を持つサンプルについて、政策の影響を受けているグループと受けていないグループとをマッチング・比較することで差異を検出する、というのが基本的考え方である。推定方法の詳細についてはAbadies et al.(2004)を参照されたい。このマッチング推定量を、ポーランドの家計調査に当てはめ、等価尺度を測定した研究としてSzulc(2009)が挙げられる。そこでは、住居、世帯主の学歴、年齢、食費・住宅費比率、消費性向、主要な所得源の変数を用い、同じ属性を持つ世帯マッチングさせ、異なる世帯類型の消費額を比較することで、等価尺度を推定している。

が分かる。つまり、世帯規模が大きくなっても、主観的最低生活費はさほど大きくならない。たとえば、単身と比較して、最も世帯規模の大きい夫婦＋子3人の等価尺度は1.5なので、世帯所得等、さまざまな属性をコントロールしても単身の主観的最低生活費の1.5倍程度にしかならない。経済協力開発機構(OECD)等が所得分配の国際比較で利用している等価尺度は5人世帯で2.2となるので、この数値はかなり小さい。

一般的に主観的な幸福度を基準として等価尺度を計測する場合、その値は実際の消費データなどを利用した場合と比較して相対的に小さいことが知られている⁸。これは、たとえば子どもや配偶者を持つこと自体に効用があり、同じ効用水準に到達するために必要な消費額が小さく見積もられてしまうことが背景にあると考えられている。今回の主観的最低生活費も同じく、主観的指標を基準とすることから、こうしたメカニズムが背景にあるものと考えられる。

4 結びにかえて

本稿では筆者らによる独自調査「主観的生活費調査(2009年)」に基づき、主観的最低生活費の分析を行った。その目的は三つある。第一は、調査対象となった一般市民にカテゴリー別に最低生活費(具体的定義は後述)を質問した場合(包括方式)、金額としてどれほどになるか計測することである。第二は、「最低生活費(必要消費額)」が、調査対象者にとって、どれほど確固たる概念なのか、ということを確認することである。具体的には、同じ属性を持つ2つのグループに対し、異なる最低生活費についての尋ね方により、この「乖離」を計測した。第三は、生活保護制度と比較した場合、こうして計測された主観的最低生活費がどのような特徴を持っているか把握する事である。

調査設計上の工夫としては主に2つ挙げられる。第一にインターネット調査の利点を最大限に活かし、消費項目の合計が、常に自動的に計算され、対象者にその合計額を確認させるような調査設計となっている点である。第二は、「最低生活費(必要消費額)」が、調査対象者にとって、どれほど確固たる概念なのか、ということを確認するため、「切り詰めるだけ切り詰めて最低限いくら必要(K調査)」、「つつましいながらも人前で恥ずかしくない社会生活をおくるためにいくら必要(T調査)」という2通りの質問を同じ属性を持つ2つの調査対象グループに別々に割り当てたことである。

主な本研究の知見としては、5点挙げられる。

第一に、主観的最低生活費の中、日常的消費項目の合計額については、K調査にたいするT調査の比率は1.2倍から1.3倍の範囲内にある。またそれ以外の消費項目の合計額については、世帯類型毎の差異が相対的に大きく、その比率は1.3倍から1.9倍の範囲内にある。

第二に、生活保護基準額は単身世帯を除き、K調査とT調査の主観的最低生活費の間に位置する。単身世帯では生活保護基準はT・K両調査を下回り、厳しめの水準となっている。

第三に、生活保護基準額と比較して、主観的最低生活費は、①子どもの人数が増えてもそれほど上昇せず、②第1類関連消費額(個人的経費)が20歳未満の世帯員について低く、③第2類関連消費額(世帯共通経費)の額が高い、という特徴を持っている。

第四に世帯所得が1%上昇しても、主観的最低生活費は0.2%しか上昇しない。また食費比率、住宅費比率など、世帯類型毎に固有の主観的最低生活費における消費パターンの相違は、主観的最低生活費の額自体も規定している。

⁸ Atkinson et al.(1995:18-21)に、さまざまな計測方法に基づく等価尺度に関する先行研究が簡潔にまとめられており、参考になる。主観的指標に基づく等価尺度は、本稿の分析結果と同様に大きい(=世帯に働く規模の経済性を大きく見積もる)傾向がある。

第五にさまざま属性をコントロールしても等価尺度は小さく、世帯規模が大きくなっても、主観的最低生活費はさほど大きくならない。一般的に、主観的幸福度を基準として等価尺度を計測した場合、その値は実際の消費データなどを利用した場合と比較して相対的に小さい。主観的最低生活費も同じく主観的指標であるので、同じく等価尺度が小さくなっていると考えられる。

本研究の留保条件としては、初めての試みであり、またインターネット調査を用いたこともあり、サンプルの偶然的な歪みが本稿での知見に影響を与えている可能性もある。同様の調査を複数回繰り返すことで、主観的最低生活費の概念の頑健性について、さらに検討を深める必要がある。

<参考文献>

- Abadies, A., D. Drukker, J. Herr, and G. Imbens (2004), "Implementing Matching Estimators for Average Treatment Effects in Stata," *The Stata Journal*, 4(3):290-311.
- Atkinson, A. B., I. Rainwater and T. Smeeding (1996), *Income Distribution in OECD Countries: Evidence from the Luxembourg Income Study (Social Policy Studies No. 18)*, OECD, Paris.
- Fisher G., (2007), *An Overview of Recent Work on Standard Budgets in the United States and Other Anglophone Countries*, mimeo.
- 岩田正美・岩永理恵・鳥山まどか・松本一郎ほか (2010), 「『流動社会』における生活最低限の実証的研究」『貧困研究』4:67-79.
- 岩永理恵 (2010), 「保護基準とはいかなる意味をもつ基準か」『社会政策』2(2):22-32.
- 本多則恵・本川明 (2005), 「インターネット調査は社会調査に利用できるか—実験調査による検証結果—」『労働政策研究報告書 No.17』労働政策研究・研修機構.
- 金澤誠一編 (2009), 『「現代の貧困」とナショナル・ミニマム』高菅出版.
- OECD (2008), *Growing Unequal*, OECD, Paris.
- 連合労働条件局 (2003), 『賃金ミニマム指標プロジェクト報告書』.
- Szulc, A., (2009), "A Matching Estimator of Household Equivalence Scale," *Economics Letter*, 103:81-83.

[附表] 記述統計表

被説明変数	K調査		T調査	
	Mean	[Std. Err.]	Mean	[Std. Err.]
主観的生活費(ln)				
生活扶助+母子・児童養育加算対応部分	11.821	[0.613]	12.189	[0.558]
+教育扶助+住宅扶助特別基準対応部分	12.242	[0.591]	12.539	[0.529]
説明変数				
女性	0.453	[0.498]	0.465	[0.499]
年齢	40.818	[8.165]	41.278	[8.238]
食費比率	0.181	[0.099]	0.198	[0.086]
住宅費比率	0.286	[0.148]	0.247	[0.112]
単身(ベース)	0.171	[0.377]	0.171	[0.377]
夫婦のみ	0.167	[0.373]	0.162	[0.369]
夫婦+子1人	0.164	[0.371]	0.161	[0.367]
夫婦+子2人	0.164	[0.371]	0.173	[0.378]
夫婦+子3人	0.161	[0.368]	0.166	[0.372]
単身+子1人	1.034	[2.268]	1.004	[2.241]
0-2歳世帯員数	0.135	[0.362]	0.132	[0.354]
3-5歳世帯員数	0.149	[0.396]	0.181	[0.432]
6-11歳世帯員数	0.342	[0.644]	0.314	[0.611]
12-19歳世帯員数	0.358	[0.693]	0.374	[0.693]
20-40歳世帯員数	1.055	[0.802]	1.027	[0.825]
41-59歳世帯員数	0.808	[0.837]	0.856	[0.858]
60-69歳世帯員数	0.007	[0.082]	0.012	[0.110]
世帯規模1人	0.171	[0.377]	0.171	[0.377]
世帯規模2人	0.339	[0.474]	0.329	[0.470]
世帯規模3人	0.164	[0.371]	0.161	[0.367]
世帯規模4人	0.164	[0.371]	0.173	[0.378]
世帯規模5人	0.161	[0.368]	0.166	[0.372]
東京居住	0.175	[0.380]	0.181	[0.385]
持ち家	0.534	[0.499]	0.543	[0.498]
中学卒(ベース)	0.022	[0.146]	0.014	[0.116]
高校卒	0.274	[0.446]	0.238	[0.426]
短大・専門学校卒	0.234	[0.424]	0.271	[0.445]
大学・大学院卒	0.471	[0.499]	0.478	[0.500]
中3時の家計大変苦しい	0.086	[0.281]	0.109	[0.312]
中3時の家計苦しい	0.265	[0.442]	0.271	[0.445]
中3時の家計普通(ベース)	0.446	[0.497]	0.437	[0.496]
中3時の家計やや余裕	0.130	[0.336]	0.118	[0.323]
中3時の家計余裕	0.073	[0.259]	0.065	[0.247]
世帯所得(ln)	15.479	[0.665]	15.466	[0.716]
	N	731	N	735

出所:『主観的生活費調査(2009年)』に基づく筆者推計。

第2章:被保護母子世帯における 貧困の世代間連鎖と生活上の問題¹

駒村康平(慶應義塾大学経済学部)・道中隆(関西国際大学教育学部)・
丸山桂(成蹊大学経済学部)

要旨

本稿では、X市の個票データを使い、生活保護被保護母子世帯の持つハンディや生活保護受給期間や就業を規定する要因について数量的に分析した。分析の結果、①被保護母子世帯の3割以上が、成育期に生活保護を経験しており、高卒未満という学歴や10代出産など、成育期に発生した事柄が現在の生活の負荷になっていること、②就労阻害要因には、母親の健康状態と学歴があること、③DV、児童虐待、非嫡出子の相関は強く、また母親の健康状態と子どもの健康状態の関連性も強く、こうした家族内のハンディが累積・集中していることが確認できた。

1. はじめに

生活保護受給者の増加とともに、生活保護制度は、セーフティネット機能だけでなく受給者が再び経済的自立を果たすためのトランポリン機能の強化も求められている。政府は2005年度より生活保護受給者に対する自立支援プログラムを開始し、自立に向けた取り組みを強化している。この取り組みの成否には個別世帯の抱える貧困に至る要因分析が不可欠であるにもかかわらず、日本では被保護世帯の生活実態、貧困要因に焦点をあてた研究蓄積は限られている。

母子世帯の貧困問題は、単純に保護率が極端に高く²、貧困に陥りやすい層というだけでなく、同世帯の子どもにとって幼少期の経済的不利益が、学歴、健康、住居、家庭環境、意欲、児童虐待など様々な面で社会的排除をもたらし、貧困の世代間連鎖の要因となりうるということが指摘されている(阿部 2008、山野 2008)。

本研究は、被保護母子世帯のケースワーク記録から抽出した個票データに基づいて、被保護母子世帯の生活状況を分析し、親世代からの負の連鎖の有無、また貧困の連鎖が現在の母子の状況へどのような影響を与えているか分析することを目的としている。

2. 先行研究と本研究の意義

¹本稿作成にあたり、慶應義塾大学経済学会ミニ・コンファレンスにおける報告に対する助言に、御礼申し上げます。

²2008年度の生活保護の世帯保護率は23.9%であるが、母子世帯は133.2%で、全世帯平均を大幅に上回っている(国立社会保障・人口問題研究所「生活保護の公式統計」)。

(1) 新たな貧困問題の視点

日本では貧困研究は1970年代までは盛んであったが、その後の経済成長とともに貧困の問題は注視されずにいた。2000年以降、所得格差の問題が注目を集めるとともに、格差の固定化、世代間連鎖の実証分析、貧困研究が活発化していった。分析対象も次第に大人や世帯から子どもへの格差、貧困問題へと変遷していった。2000年代半ばには、大石(2005)、阿部(2005、2008)、山野(2008)、浅井・松本・湯澤編(2008)などが子どもの貧困問題を取り上げ、母子世帯の子どもの貧困率が2000年前後で65~70%前後ときわめて高いことを明らかにした。さらに、厚生労働省は2009年11月にOECD基準に基づく相対的貧困率を公表し、2007年時点の子どもがいる現役世帯の世帯員の相対的貧困率は12.2%であるが、ひとり親世帯の相対的貧困率はOECD諸国の平均値30%を大きく上回る54.3%とし、子どもの貧困問題解消は焦眉の政策課題となった。

OECD(2008)およびD'Addio(2007)は、OECD加盟国の格差や貧困の連鎖について興味深い分析をしている。OECD諸国では2000年以降ジニ係数でみた格差はわずかながら拡大傾向にあるものの、貧困率は上昇傾向にあり、とくにひとり親世帯など特定世帯に貧困リスクが集中し、貧困の継続性や世代間の継承という貧困の深度が増していると指摘する。その背景には1990年代半ば以降、多くの国で所得再分配政策が低所得者に重点を置かなくなったことにあるという(OECD 2008)。

こうしたOECDによる分析には、日本のデータが除外されていることが多い。その理由は、日本ではOECD基準に基づいた統計調査のデータは未公表であり、欧米のように長期にわたる大規模パネルデータもないことにある。そのため、研究者は、「格差の連鎖」を親子間の所得階層、学歴、職業の移動という経済状況の代理指標や15歳の時の暮らしぶりの自己評価などで代用するしかない状況にある。

養育された家庭の所得や環境面での不利益と青年期や成人後の貧困という状況の負の連鎖に関する実証研究は、公的扶助の受給者が次世代へと引き継がれていく世代間連鎖が深刻な問題となっているアメリカでは多くの蓄積がある³。成育環境が子どもの将来に大きな影響を与え、そしてそれに対する介入の有効性については、ペリープレスクールの長期追跡調査を行ったSchweinhart and Montie(2004)がある。

親の学歴以上に世帯所得が、子どもの行動や健康よりも認知能力に顕著な影響を与えるという研究(Duncan and Brooks-Gunn 1997)や、家庭の所得水準が健康や死亡率に影響を及ぼすだけでなく、子どもたちの経済的な成功や健康、健全さに深くかかわるリテラシー(印刷・記憶された情報を社会のなかで活用し、その人の目標を達成したり、その人の知性や能力を発展させたりする能力)にも影響を与えるとする研究(Marmot 2004)や、子ども時代の貧困やストレスによって、脳の形成に悪影響が及んだ結果、低所得者家庭の子どもの記憶力、学力が低下しているとの報告(Evans and Schamberg 2009)など、親の経済状況が子どもの学歴、所得に及ぼす影響、子どもの人的資本面での不利益と貧

³ D'Addio(2007)の研究サーベイ、OECD(2008、2009)は多くの示唆に富む。

困、健康、学力等幅広い分野の不利の世代間連鎖が明らかにされている⁴。

また、貧困家庭に育った子どもほど人的資本の収益率が低くなり、大学での奨学金、職業訓練、減税などの支援も効果を生みにくいという報告(Carneiro and Heckman 2003)もあり、長期間の不利の蓄積を解消するのは容易ではない。日本でも、青砥(2009)の調査による高校中退者の経済的困窮状況と圧倒的な学力不足を考慮すると、高校受験時や入学時での補習教育時では、不利の挽回には遅きに失している。Sherman(1994)は、子ども時代に1年間貧困状況にあると生涯賃金は約1万 2,000 ドルも減少するだけでなく、貧困問題は医療費、治安対策コストなどの増加にもつながるといふ。同研究は、子どもたちを貧困から脱却させるコストを試算しているが、この費用の方が貧困によって失われた社会コストよりも安いという結果は注目に値する。

またフィンランドでは、1972～1977年にかけて、修学年数の6年延長と統一カリキュラムを導入したが、Pekkarinenら(2006)は父と息子の世代間の所得の相関を調査し、これが改革後7%ポイント減少したと試算している。こうした研究は、義務教育期の貧困対策や教育システムの充実が、子どもの格差の固定化を防ぐ手段として有効であるという示唆を与えてくれる。

(2) 日本の貧困の世代間連鎖に関する先行研究

先述したように、日本には大規模パネル調査による政府統計が存在しないため、貧困の世代間連鎖に関する先行研究は、以下の2つのパターンに大別される。1 つめは、すべての所得階層を対象とした統計調査データから、親と子世代の所得や学歴などの経済的側面を説明する変数の移動状況を追跡する手法である。しかし、成育期の親の所得水準を回顧させるのが困難であるため、ほとんどの研究は親の学歴や職業などの代理指標や15歳の時の暮らしぶりを相対評価させる方法で子どもの頃の成育環境を推定し、現在の所得水準や学歴、暮らしぶりと比較している。このような手法は、多数の標本数が得られる利点がある一方で、十分な数の「貧困」経験がある者を標本数として確保するのが難しいこと、また子ども時代の養育環境はあくまでも推定値にすぎないという限界もある。もう1つは、パネル調査や生活保護受給者に対象を限定してアンケートや聞き取り調査を行い、分析する方法である。前者と比べ十分な標本数を確保するのが難しいが、より詳細な調査結果が得られるという利点がある。

①代理指標に基づく貧困の世代間連鎖の研究

社会学の研究では、佐藤(2000)が社会移動全国調査(通称:SSM 調査)を用いて、上層ホワイトカラー層で世代間移動の固定化が進んでいるとする研究がある。SSM 調査は長

⁴ Schiller(2008)は、アメリカの貧困と差別を、様々なアプローチ、データを用いて包括的に検証した研究である。先駆的な研究としては、アメリカのジャーナリストの Sheehan(1976)は『福祉母親(Welfare Mother)』で、AFDC(Aid to Families with Dependent Children)を受給する母子家庭の調査でその成育歴、生活様式、価値観、子どもたちの教育などを分析し、子どもたちが親と同様に社会的依存や反社会的行動に至る軌跡を描き、大きな論争を巻き起こした。

期間の追跡が可能なパネル調査ではあるが、調査項目に「所得」がなく、「職業」だけで所得階層の世代間移動を分析するには限界があった。その後続く多くの先行研究は、各種代理指標から親の所得階層を推定し、本人の現在の所得階層などと比較、分析して世代間連鎖を検証する手法が中心となっている。

佐藤・吉田(2007)は、SSM 調査と日本版総合社会調査(JGSS 調査)から、父親の学歴、職業データから擬似的に父親コーホートを作成、父親の所得を回帰分析で推定し、疑似パネルデータによって貧困の世代間連鎖を検証している。その結果、所得四分位による最上位層で世代間移動が進んでいるが、「貧困の世代連鎖」は弱く、むしろ「富裕の世代連鎖」が強いとしている⁵。また、大石(2007)は、アンケート調査から回答者の15歳時点における世帯所得に関する回顧的評価を手がかりに、世代間連鎖を分析している。その結果、親の低学歴は子どもの低学歴につながるものの、現在の所得環境の間には明確な相関関係がみられないとしている。小塩(2010)は、JGSS 調査の個票データに基づき、大石(2007)同様に15歳時点における世帯所得に関する回答者の回顧的評価から、内生性をコントロールして、子ども時代の貧困がその後の人生をどの程度規定するかを実証分析している。その結果、一般的な認識や多くの先行研究と同様に、子ども時代の貧困経験は、最終学歴、成人後に得る所得、幸福度や主観的健康度も低く、その将来に無視できない影響を及ぼしているとしている。しかし、データの制約として、標本の約4割が大卒者で比較的富裕層が多いこと、「貧困」の指標を各回答者の世帯の等価所得の中央値の50%を下回る世帯を「貧困」とみなす方法を採用しているため、本研究でみる「生活保護受給」というステイグマを伴う圧倒的な貧困状況の世代間移転分析とはやや方法が異なる。

②母子世帯、低所得者を対象とした貧困の世代間連鎖の研究

母子世帯、低所得者を対象とした貧困の世代間連鎖に関しては、青木(2003)、岩田・濱本(2004)、石井・山田(2009)、後藤(2006)、阿部(2006)、藤原(2007)、中園(2006)、福岡県立大学附属研究所(2008)、中村(2010)、道中(2009)、藤原・湯澤(2010)などの先行研究がある。

青木(2003)は、母子世帯の「貧困の世代内再生産」を明らかにするため、丹念なインタビュー調査を行っている。被保護母子世帯数は19世帯と限られているが、明確に子ども時代に「生活保護の経験がある」とするものは3例、経済的困難があったとするのが15例であった。被保護母子世帯の母親は、低学歴や疾病という直接的な経済的不利の要因を抱えているだけでなく、幼少時代にも経済的困窮の経験がある者が多く、前夫もまた経済的困窮のなかで育っていたことを明らかにしている。ここから、「格差社会の問題は、所得格差(経済学的研究)が貧困者のQOL(教育格差、希望格差などの生活の質)を低下させ、貧困の世代間継承にいたり(社会学的研究)、これが企業やマクロ経済の生産性をも低下させる(経済学的研究)」(安田・塚本 2010, p.110)アプローチへとつながっていく。

⁵橋本・八木(2009)は父親の高学歴、職業効果と子どもの高校ランクには密接な関係があるとし、富裕層の連鎖を説明している。

青木(2003)の先駆的研究によって、研究者の視点は大規模調査による母子世帯、女性の貧困問題の検証へと発展していく。岩田・濱本(2004)は、家計経済研究所によるパネル調査を用いて、「生活保護基準」に基づく女性の貧困動態研究を行っている。同研究は、女性のみを対象とし、成人後の9年間の貧困動態の追跡という制約はあるが、女性にとって貧困に結びつきやすい要因として「離死別経験」、「子ども3人以上」、「中卒」などの要素を指摘している。また、持続・慢性型貧困に陥りやすい要因として「未婚継続」、「離死別経験」、「子ども3人以上」、「離職」、「借家居住」、「標準的生活様式からの脱落」、「就業変動回数」など、多重貧困リスクを統計的に明らかにしている。

石井・山田(2009)は、慶應義塾家計パネル調査(KHPS)より、世帯主の年齢、学歴、就業形態をコントロールしてもなおひとり親世帯という属性自体が慢性的貧困(3年間の持続的貧困)リスクを高めていることを確認している。

後藤(2006)は、生活保護受給母子世帯と非受給低所得母子世帯を、Capability⁶アプローチを用いて比較している。「ディーセント(恥ずかしくない)衣食の状況」と「社会活動・将来設計」の点からみると、生活保護受給母子世帯と非受給低所得母子世帯のそれぞれの達成度は逆の関係にあり、保護の補足性の原理から必需品の消費以外を制限される生活保護受給母子世帯は、衣食は足りるが、社会活動・将来設計のために給付を使用できず、母子加算の廃止を疑問視している。

阿部(2006)は、世帯の相対的剥奪指標⁷と世帯所得の分析を行い、とくに母子世帯に剥奪指標が目立つという。しかし、他の世帯類型を比較すると、母子世帯全体の一般剥奪指標よりも子どもの剥奪指標の格差が小さいことから、母子世帯の母親が無理をして「子どものため」に家計をコントロールしているとする。

藤原(2007)では、(独)日本労働研究機構の「母子世帯の母への就業支援に関する調査」(2001年)を用いて、生活保護制度と児童扶養手当受給世帯それぞれの特徴を分析している。生活保護受給世帯と非受給世帯を比較した特徴として、「多子」、「母親の就業率の低さ」、「健康状態の悪さ」、「学歴の低さ」には前者が顕著に多いという違いがあるものの、母子世帯になってからの期間や母子世帯になる前の就業状態には差がみられないとしている。ただし、調査対象者に相対的に高所得者が多く、被保護母子世帯が全体の4%程度(67サンプル)にすぎず、生活保護受給者の調査という点では限界がある。また、就労環境や意欲の調査項目は豊富であるが、幼少時の生活保護受給経験や現在の子どもの状況に関する調査項目がないために、貧困の動態分析はされていない。

このように、大規模標本によるアンケート調査では、「生活保護受給者」の属性や特徴を捉えるにはその限界がみえていた。生活保護受給者に焦点を絞りながら、一定の標本数を確保した研究として、中園(2006)、福岡県立大学附属研究所(2008)、中村(2010)、道中

⁶ アマルティア・センの潜在能力アプローチを社会政策に適用する概念である。潜在能力アプローチについては、後藤(2007)を参照。

⁷ 世帯所得などの指標ではなく、家庭内の設備や社会生活、医療などのアクセスや住環境などの保持状況を調査し、必要な資源の不足のために、規範的に期待されている生活様式を共有できない状態を指し示す概念である。

(2009)がある。中園(2006)は北海道釧路市の被保護母子世帯のアンケート調査から、母親の父母の学歴、職業、生活保護受給歴などを調査している。父では4割、母では5割が中卒・高校中退者であり、父母とも雇用形態は無職や非正規社員が多く、経済的に不安定な家庭での成育経験者が多いことを明らかにしている。福岡県立大学附属研究所(2008)は、旧産炭地の福岡県田川地区における生活保護廃止台帳の詳細な分析を行い、保護2世、3世、4世と代を重ねるごとに深刻化する長期の貧困状態や貧困の悪循環による負の影響を指摘している。また同調査をもとにした中村(2010)は、被保護者の自立阻害要因を分析し、自動車免許・資格取得や保護開始直後の就職動機付けが重要であると主張する。

道中(2009)は、被保護世帯の貧困の世代間連鎖について調査し、被保護世帯の4分の1が生家での生活保護受給歴があり、母子世帯ではこの割合が約4割にもなり、被保護世帯のなかでも母子世帯の貧困の世代間連鎖の強さを指摘している。

また、「貧困の世代間連鎖」に直接焦点をあてた研究ではないが、藤原・湯澤(2010)は、被保護母子世帯の開始・廃止要因の実証分析を行っている。道中(2009)同様、成育歴・保護歴について調査しており、長期的な困難を経験してきた世帯が多く、保護廃止には「高卒以上」の学歴や資格取得が有効であることを統計的に明らかにしている。しかし、保護廃止世帯を調査対象としているため、健康面や学歴などの不利の蓄積が相対的に小さい者が多いという特徴がある。

(3) 母子世帯の子どもへの負の連鎖—DV, 虐待経験を手がかりに

本研究では、成人していない子どもへの負の連鎖を母親のDV経験、虐待経験という成育環境から検証する。すでに多くの先行研究で、経済的不利益が子どもの進学、持ち物、医療機関へのアクセスなど多岐にわたることは知られているが、子ども自身の努力では克服できず、さらに心身面に長期的かつ甚大な影響を与える成育環境と貧困の関係についても分析する。

児童虐待と貧困の関連は、東京都福祉保健局(2005)、松本編(2010)など多くの調査研究で虐待の背景には経済的困窮やひとり親などがあることが指摘されている⁸。母親のDV経験と児童虐待には密接な関係がある。八木ほか(2003、2007)は、市民意識調査から「DVの被害体験」や「親からの暴力の経験」と、「子どもへの虐待の経験」という暴力連鎖を調査している。DVの被害経験が多い、あるいは親からの虐待経験を受けた人ほど、子どもへの虐待の経験があり、男性よりも女性に連鎖が強く表れるという。益田・浅田(2004)では、児童相談所の相談事例からDV家庭の被害者の母親の3割が子どもに暴力を加えており、暴力が弱い立場への子どもへと連鎖する様相を明らかにしている。松本ほか(2010)

⁸ 2008年度の4月から6月までの全国の児童相談所に児童虐待として通告された事例(8,108件)すべてを分析した全国児童相談所長会の調査結果「児童相談所における家庭支援への取り組み状況調査」によれば、「虐待につながると思われる家庭・家族の状況」として、1位が「経済的な困窮」33.6%、「虐待者の心身の状況」(31.1%)、「ひとり親家庭」(26.5%)、「夫婦間不和」(18.3%)、「不安定な就労」(16.2%)と続き、経済基盤の不安定さと心身の状況悪化が背景にあることが分かる。

の児童相談所の事例に基づく研究では、経済的困窮度が高い世帯ほど児童虐待が重症化しており、児童虐待の家庭で夫婦間の暴力、その疑いがある割合は 26.1%と、経済的困窮と虐待と DV の密接な関係を指摘している。

児童虐待が子どもの心身に及ぼす悪影響は自明のことであるが、DV のように直接子どもが暴力の被害を受けなくても、DV の目撃経験は子どもに長期にわたって様々な悪影響を及ぼしている(戒能 2006)。

3. 本研究で用いるデータ

本研究では、自立支援および子どもの養育環境への影響という視点から、被保護母子世帯の母親の就労状況と子どもの虐待経験について実証分析を行う。ここでいう母子世帯とは、生活保護制度上の定義と同じで、現に配偶者がいない(死別、離別、生死不明及び未婚等による)65歳未満の女子と18歳未満のその子(養子を含む)のみで構成されている世帯をいう。用いるデータは、大都市圏近郊の X 市における2回の調査である。2008年調査(2008年9月1日から11月末日の間に調査した214世帯、被保護母子世帯に対する抽出率15.2%)と2010年調査(2010年2月1日から3月末日の間に調査した104世帯、被保護母子世帯に対する抽出率9.4%)で、いずれも調査期間中に廃止した世帯は除外している。調査項目の記述は、被保護者本人の申告、医師の「医療要否意見書」や「医療レセプト」の記載傷病名などの客観的な健康データに基づき、ケースワーカーによって記載されている。調査データは秘匿処理を施されているが、データ収集時に両者の間で同一世帯の重複はないことを確認している。

以下、本調査の特性を厚生労働省「平成20年被保護者全国一斉調査」(以下全国調査と省略)と藤原(2007)が再集計した(独)日本労働研究機構の「母子世帯の母への就業支援に関する調査」(2001年、以下 JIL 調査と省略)、中園(2006)の再集計による「釧路市の母子世帯の母への就労支援に関する調査報告」(2004年、以下釧路調査と省略)、福岡県田川地区の廃止台帳を分析した調査(福岡県立大学付属研究所 2008、以下田川調査と省略)などと比較していこう。

(1) 記述統計量

表1は、2008年調査、2010年調査をプールした主な調査項目の記述統計量である。

表1 記述統計量

	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
本人年齢(歳)	318	17	61	35.61	7.85
高卒以上ダミー(高卒以上=1)	318	0	1	0.45	0.50
母就労ダミー(就労=1)	318	0	1	0.42	0.50
本人の稼働収入(円/月)	318	0	205,000	32,702.66	47,964.86
世帯人員(人)	318	2	7	2.92	0.85
受給期間(月数)	311	2	183	38.37	31.60
最低生活費(円/月)	318	123,690	362,840	215,815.44	45,442.08
世代間の生活保護受給歴(あり=1)	318	0	1	0.32	0.47
過去の生活保護受給歴(あり=1)	318	0	1	0.40	0.49
10代の出産経験(あり=1)	318	0	1	0.19	0.39
DV経験(あり=1)	318	0	1	0.22	0.41
非嫡出子(あり=1)	318	0	1	0.19	0.39
児童虐待経験(あり=1)	318	0	1	0.09	0.29
母病気ダミー(あり=1)	318	0	1	0.53	0.50
母精神疾患数	318	0	3	0.38	0.67
母身体疾患数	318	0	7	0.48	0.93
子病気ダミー(あり=1)	318	0	1	0.25	0.43

注1:受給期間(月数)のみ、不明者が7名いるため、標本数が311人である。

2:「最低生活費」とは、生活保護法に定める方法で、X市の級地別に世帯主、世帯人員の年齢などの情報から居宅第1類、第2類以外に母子加算、児童養育加算、教育扶助、住宅扶助を合計した金額である。

(2) 年齢構成

表1のように、本調査の被保護母子世帯の母親(世帯主)の平均年齢は35.61歳である。表2から本調査の年齢分布を全国調査(平均年齢38.4歳)や釧路調査に比べると、やや20歳未満、20代が多く、40代、50代が少なく、平均年齢は3歳程度若い。

表2 被保護母子世帯の母親(世帯主)の年齢分布の比較

母親の年齢	本調査					被保護者全国一斉調査(2008年)		釧路調査(2004年)
	2008年調査		2010年調査		合計		実数	実数
	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)		
20歳未満	5	2.3%	0	0.0%	5	1.6%	40	0.1%
20～29歳	38	17.8%	27	26.0%	65	20.4%	4,360	10.8%
30～39歳	101	47.2%	45	43.3%	146	45.9%	18,830	46.8%
40～49歳	61	28.5%	30	28.8%	91	28.6%	14,340	35.6%
50～59歳	8	3.7%	2	1.9%	10	3.1%	2,590	6.4%
60～69歳	1	0.5%	0	0.0%	1	0.3%	70	0.2%
総数	214	100.0%	104	100.0%	318	100.0%	40,230	100.0%
平均年齢	36.0歳		34.9歳		35.6歳		38.4歳	

注:釧路調査の40・49歳の値は、40・44歳と45歳以上の各値の合計である。

出典:厚生労働省「平成20年被保護者全国一斉調査・個別調査」、中園(2006)より筆者作成

(3) 学歴

表1より母親の最終学歴をみると、「高卒以上ダミー」(高卒以上(専修学校、各種学校卒

含める))は、0.45であり、中卒・高校中退などの低位学歴をもつ者は約55%である。「被保護者全国一斉調査」には学歴の調査項目がないので、JIL調査や釧路調査、田川調査による低位学歴率(42.0%、37.2%、58.5%)と比べると、調査によって数値に幅があるが、本調査の低位学歴率は田川調査の結果に近い結果となった(表3参照)⁹。

表3 被保護母子世帯の母親の学歴分布

	本調査						JIL調査 (2001年) (%)	釧路調査 (2004年) (%)	田川調査 (2004, 2005年) (%)
	2008年調査		2010年調査		合計				
	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)			
中学校	76	35.5	21	20.2	97	30.5%	42.0	17.5	58.5%
高校中退(専修学校・各種学校中退含む)	47	22.0	30	28.8	77	24.2%	19.7		
高校卒(短大・大学中退含む)	72	33.6	45	43.3	117	36.8%	42.0	51.1	35.4%
専修学校・各種学校卒	6	2.8	0	0.0	6	1.9%	6.0	7.3	6.1%
短期大学・高等専門学校卒	13	6.1	4	3.8	17	5.3%	7.0	2.2	
大学卒	0	0.0	4	3.8	4	1.3%	3.0	0.0	0.0%
大学院卒	0	0.0	0	0.0	0	0.0%		0.0	0.0%
合計	214	100.0	104	100.0	318	100%	67(100%)	137(97.8%)	82(100%)

注1: 釧路調査は、原数値合計が100%にならない。

2: 田川調査は、卒業の有無にかかわらず、最後に学んだ学校を「最終学歴」としているが、中途退学者数を考慮し、筆者が最後に卒業できた学校を「最終学歴」を再計算している。また、小学校卒業1名を中学校卒業とみなした。

出典: 藤原(2007)p.13、中園(2006)p.11、福岡県立大学付属研究所(2008)pp.114-116から筆者作成

表4 被保護母子世帯の母親の就業状況

	本調査						被保護者全国一斉調査(2008年)		釧路調査(2004年)	
	2008年調査		2010年調査		合計		実数	(%)	実数	(%)
	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)				
就労	94	43.9	41	39.4	135	42.5	43,440	50.8	346	40.6
正規(自営含む)	14	(14.9)	7	(17.1)	21	(15.6)				(7.7)
非正規(内職含む)	80	(85.1)	34	(82.9)	114	(84.4)				(87.7)
不明・無回答	—	—	—	—	—	—				(4.6)
不就労	120	56.1	63	60.6	183	57.5	42,030	49.2	507	59.4
合計	214	100.0	104	100.0	318	100.0	85,470	100.0	853	100.0

注1: ()内の%は、就労を100%とした場合の業態の内訳である。

注2: 「被保護者全国一斉調査」では詳細な業態が掲載されているが、本調査と定義が異なるため省略している。

注3: 釧路調査では、「正社員」を「正規」に、「パート」、「アルバイト」、「嘱託・準社員・臨時職員」、「派遣」の合計を「非正規」とみなして筆者が再計算した。

出典: 厚生労働省「被保護者全国一斉調査」、中園(2006)p.12、16より筆者作成。

(4) 就労状況と疾病状況

表1から、母親の就労率は0.42であり、約58%の母親が無業である。母親の就労率は全

⁹道中(2007)による調査では、母子世帯の母親の低位学歴率66.0%、高校中退率27.4%であった。